対面取引用

信用取引の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、信用取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前に担当者にご確認ください。

○ 信用取引は、お客様に一定の保証金(委託保証金)を当社に担保として差し入れていただき、売付けに必要な株券(※)、優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券等(以下「株券等」と言います。)や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。

○ 信用取引には、２つの種類があります。具体的には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の２種類があります。この２つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。
しかしながら、当社では「制度信用取引」のみの取扱いで、「一般信用取引」は取扱いしておりませんので、あらかじめご了承ください。

○ 信用取引には、金融商品取引所で行われるものの他、PTS（私設取引システム）において行われるもの（「PTS 信用取引」といいます。）がありますが、当社では PTS 信用取引は扱っておりませんので、この書面に記載されている事項は、すべて金融商品取引所で行われるものを対象としています。

○ 信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

（※）株券…この説明書では株券を中心に説明しておりますが、優先出資証券、投資信託の受益証券、投資証券等につきましても、基本的に取扱いは同じです。

手数料など諸費用について

- 信用取引を行うにあたっては、別紙１「信用取引に係る手数料などの諸費用」に記載の委託手数料・信用管理費・権利処理等手数料をいただきます。

- 信用取引の買付けの場合、買付け代金に対する金利をお支払いいただきます。また、売付けの場合、売付け株券等に対する貸株料及び品貸料をお支払いいただきます。

委託保証金について

- 信用取引を行うにあたっては、委託保証金（有価証券により代用することが可能です。）を担保として差し入れていただきます。

- 委託保証金は、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上が必要です。レバレッジ型ＥＴＦ等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。

版番 24.070（‘24.07）

信用取引のリスクについて

信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 信用取引を行うにあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※１）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。

- 信用取引の対象となっている株式等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。

- 信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の 20%未満となった場合には、不足額を所定の期日までに当社に追加保証金を差し入れていただく必要があります。この追加保証金には、所定の期日までに建玉を反対売買により決済した場合、その決済した建玉金額に１００分の２０を乗じた額も含まれます。

- 所定の期日までに不足額を差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（信用取引のうち決済が結了していないもの）の一部または全部を決済（反対売買または現引・現渡）される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。

- 信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。（「日々公表銘柄に関するガイドライン」及び「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」でご確認ください。）また、当社独自の判断により、お客様及び個別銘柄に対し制限をとることがあります。

このように信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

信用取引は、クーリング・オフの対象にはなりません
・信用取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はありません。

信用取引の仕組みについて

○　制度信用取引

- 制度信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料及び返済期限等が金融商品取引所の規則により決定されている信用取引です。また、制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付け株券等及び買付け代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること(貸借取引)ができます。

- 制度信用取引ができる銘柄は、株券等のうち、金融商品取引所が決めた銘柄(制度信用銘柄)に限られます。なお、制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付け代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付け株券等を借り入れることができるのは、制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄(貸借銘柄)に限られます。

- 制度信用取引の返済期限は６か月と決められており、６か月を超えて制度信用取引を継続することはできません。当社におきましては、最終期日において反対売買により決済する場合は、前場の寄付で決済することとし、注文は「成行」を原則としておりますので、ご了承ください。なお、制度信用取引を継続することが適当でないと認められるときには、制度信用取引の返済期限（６か月）の定めにかかわらず、金融商品取引所により返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われることがありますので、ご注意ください。

- 制度信用取引における金利、貸株料は、その時々の金利情勢や証券金融会社の貸借金利の動向等により当社が定める金利をご了承いただく事となりますので、当社にご確認ください。また、金利、貸株料は、市場金利の情勢や証券金融会社との貸借金利の動向等により変更されることがあり、変更された場合には既存の建玉につきましても変更日から適用いたします。
  また、貸借銘柄について、証券金融会社において株不足(貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態)が生じ、この株券等を調達するための費用がかかった場合には、売方は品貸料(いわゆる逆日歩)を支払い、買方はこれを受け取ることになりますが、品貸料は、その時々の株券調達状況等に基づき決定されることとなります（※２）。

- 制度信用取引について売方のお客様からお支払いいただく貸株料は、品貸料とは異なり、買方のお客様がこれを受け取るものではありません。なお、貸株料等の信用取引に係るコストについては、取引の開始の際に説明いたします。

- 制度信用取引によって売買している株券等が、株式分割、株式無償割当て、会社分割、株式分配、その他権利付与（以下「株式分割等」と言います。）による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売方・買方双方の不公平をなくします。（注）例えば、株式分割の場合の権利の処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。
  ⇒売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合（分割比率１：２等）
  株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付けまたは買付けの数量を増加し、売買値（約

定値段）を減額します。

⇒上記以外の株式分割の場合（分割比率１：１．５等）

金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定値段）より引き下げます。

また、配当金相当額については、その株式の配当金が確定したあと(通常、配当落ちの約３か月後)、配当落調整額を買方は受け取り、売方は支払うことになります。

（注）制度信用取引では、お客様が買付けた株券等は、担保として金融商品取引業者に留保され、さらに、貸借取引を利用した場合には証券金融会社に留保されます。当該株券等に株式分割等による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、上記のように金融商品取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。

なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、①事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合、②権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など、譲渡性及び換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価値が事実上無価値または無価値に等しい場合には権利処理を行う必要性がないと言えます。

- 証券金融会社は、貸借銘柄について、株券等の調達が困難となるおそれが生じた場合には、貸株利用につき注意を喚起することがあります。また、株券等の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売付けや、買付けた銘柄の売却・現引きによる返済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。

※１ 裏付け資産が、投資信託、投資証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※２ その額は、その時々の金利情勢、株券調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

信用取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における信用取引については、以下によります。

- 顧客に信用を供与して行う株券等に係る次の取引
  取引所金融商品市場または外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
  株券等の売買の媒介、取次ぎまたは代理
- 信用取引に係る委託保証金または代用有価証券の管理

金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 信用取引における配当落調整額は、上場株式等の譲渡所得等の金額を算出する際に加味されます。
- 信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 信用取引に係る上場株式等の譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 買付けを行ったお客様が受け取る配当落調整額については、法人税に係る所得の計算上、買付け

に係る対価の額から控除されます。売付けを行ったお客様が支払う配当落調整額については、法人税に係る所得の計算上、売付けに係る対価の額から控除されます。

・　信用取引に係る上場株式等の譲渡による利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において信用取引を行われる場合は、以下によります。

・ お取引にあたっては、あらかじめ「信用取引口座設定約諾書」に必要事項を記入のうえ、捺印して当社に差し入れ、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。

・ 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。

・ 信用取引で注文なさる際は、必ず「信用取引で」と明示してください。なお、当社では「制度信用取引」のみの取扱いですので、「制度信用取引」か「一般信用取引」かの明示をしていただく必要はありません。

・ 金融商品取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。

・ お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。これに対して、信用取引によって買付けた株券等及び信用取引によって株券等を売付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済・買い返済及び現引き・現渡しによる信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、金融商品取引所が定めた株価等をもって金銭により清算を行っていただくことになります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。

・ 適格機関投資家（これに類する外国法人を含む。）が信用取引の売付けを行う場合及びそれ以外の投資家が行う信用取引の売付けのうち売付け１回あたりの数量が金融商品取引所の定める売買単位の５０倍を超える場合には、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」により価格規制を受けることとなりますので、注意してください。

・ 注文された信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社のお取引部店の内部管理責任者、または当社の概要に記載しておりますお客様相談課へ直接ご連絡ください。

返済期限について

制度信用取引は、最終期日までに返済をしていただきますが、期日までに連絡がなかった場合、または指示どおり決済等が出来ないと判断した場合は、期日最終日に任意に反対売買させていただきます。

当社の概要

商 号 等	アイザワ証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第３283 号
本店所在地	〒105-７３０７ 東京都港区東新橋一丁目９番１号
連 絡 先	お客様相談課（フリーダイヤル０１２０-１３８-２９９）または お取引のある部支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	３０億円（２０２４年3月31 日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2021 年４月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等については、以下の窓口で承っております。

住所：〒105-７３０７ 東京都港区東新橋一丁目９番１号

電話番号：お客様相談課　0120-１３８-２９９

受付時間：月曜日～金曜日　８時３０分～１７時（祝日を除く）

金融ＡＤＲ制度のご案内

金融ＡＤＲ当社制度とは、お客様と金融機関のトラブルについて、裁判手続き以外の方法で、簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（ＦＩＮＭＡＣ）」をご利用することが出来ます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館

電話番号：0120-64-5005
（ＦＩＮＭＡＣは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません）

受付時間：月曜日～金曜日　９時～１７時（祝日を除く）

別紙１

信用取引に係る手数料などの諸費用

１．委託手数料

新規建玉約定時及び返済約定時に、約定代金に対し下記手数料をいただきます。

対面取引用

約　定　代　金	委　託　手　数　料
217,391 円以下	2,750 円
217,391 円を超え 100 万円以下	約定代金×1.2650%
100 万円を超え 500 万円以下	約定代金×0.9350%＋3,300 円
500 万円を超え 1,000 万円以下	約定代金×0.5830%＋20,900 円
1,000 万円を超え 1,500 万円以下	約定代金×0.4400%＋35,200 円
1,500 万円を超え 2,000 万円以下	約定代金×0.3850%＋43,450 円
2,000 万円を超え 2,500 万円以下	約定代金×0.3300%＋54,450 円
2,500 万円を超え 3,000 万円以下	約定代金×0.2585%＋72,325 円
3,000 万円を超え 5,000 万円以下	約定代金×0.2200%＋83,875 円
5,000 万円超	約定代金×0.0990%＋144,375 円

＊売却時のみ約定代金が 5,000 円以下の場合に限り、約定代金の 55.0%を委託手数料とします。

２．信用取引管理費

信用取引の買付け・売付けのお客様からは、約定日から起算して１ヶ月毎の応答日までに返済の申出がない場合、以下の基準で信用取引管理料をいただきます。

（１）同一建玉日の同一銘柄の売建玉、もしくは買建玉毎に１単位１１０円とし、１，１００円を超えるときは、１，１００円といたします。

（２）上記の株数については、同一銘柄につき同一日に成立した売付け株数または買付け株数をそれぞれ合計いたします。

３．権利処理等手数料

買建玉において、新規建玉の受渡日と決済の受渡日が決算等の権利確定日をまたいだ場合、権利処理等手数料として毎回１売買単位あたり５５円をいただきます。

ただし、ETF に係る名義書換料（権利処理等手数料）については、1 売買単位あたり 5.5 円とします。（円未満は切り捨てて計算いたします。）

なお、別途個別に手数料率を定める銘柄もあります。

ご注意

株価の低い銘柄を大量に建玉した場合や、売買単位が小さい銘柄を大量に建玉した場合、権利処理等手数料が多額になりますのでご注意ください。

以　上

別紙２

代用有価証券の種類、代用価格等

委託保証金は、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上が必要です。レバレッジ型ＥＴＦ等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。

国債……95%以下
政府保証債……90%　〃
地方債・社債……85%　〃
金融債……85%　〃
上場新株予約権付社債……80%　〃
上場株券……80%　〃
公社債投信……85%　〃
追加型株式投信……80%　〃
単位型株式投信……80%　〃(クローズド期間終了後のもの)
上場投資信託・上場投資証券…80%　〃(ETF、不動産投信など)
※当該有価証券がＮＩＳＡ預りの場合、及び累投口の投資信託の場合は、代用有価証券として差し入れる事は出来ません。

委託保証金率及び代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、金融商品取引所により変更されることまたは当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。

なお、当社の判断により代用有価証券の掛目の変更（0%から８０%）または除外（以下「掛目の変更等」といいます。）を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目（または除外）の適用日につきましては、通知した日（月初営業日）から起算して７営業日目の日といたします。ただし、下記④の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

① 株価が 45 円以下の銘柄の場合（掛目の変更）
・選定基準　　前月末現在の株価が 45 円以下の銘柄を対象とします。

② 債務超過銘柄の場合（代用有価証券から除外）
・選定基準　　クイックのアムサスのデータより抽出します。

③ その他の指定の場合（代用有価証券から除外）
・選定基準　　当社独自の判断によるものとします。

④　①～③のほか、特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができ

ないと当社が認めた場合（代用有価証券から除外）

なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

- 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
- 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
- 行政庁による法令等に基づく処分または行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
- その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

以　上

参　考

●ーーー信 用 取 引 口 座 の 設 定ーーー●

信用取引口座設定約諾書を差し入れるとともにその写しの交付を受けます。

●ーーーー　委　託　保　証　金　ーーーー●

■売買代金の３０％以上で、かつ３０万円以上が必要です。

※レバレッジ型ＥＴＦ等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。

■委託保証金は、株券や公社債等で代用することも可能ですが、一部を現金にしていただくこともあります。

■主な代用有価証券の掛目（前日時価に対して）

国債・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９５％以下
政府保証債・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９０％　〃
地方債・社債・・・・・・・・・・・・・・・・・・８５％　〃
金融債・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８５％　〃
上場新株予約権付社債・・・・・・・・・８０％　〃
上場株券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０％　〃
公社債投信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８５％　〃
追加型株式投信・・・・・・・・・・・・・・・８０％　〃
単位型株式投信・・・・・・・・・・・・・・・８０％　〃
（クローズド期間終了後のものに限る）
上場投資信託・上場投資証券・・・８０％　〃
（ＥＴＦ　不動産投資など）

■信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の２０％未満となった場合には、不足額を所定の期日までに追加保証金を当社に差し入れるものとします。この追加保証金には、所定の期日までに建玉を反対売買により決済した場合、その決済した建玉金額に１００分の２０を乗じた額も含まれます。

買付けから始める場合

●金利の支払

買付け代金に対する金利をお支払いいただきます。

返済の方法

●売り返済

買付けした株券等を売却することにより貸付金を返済していただきます。

●現引き

貸付金を直接当社に引き渡していただきます。
（買付けた株券等はお客様にお渡しします。）

売付けから始める場合

●品貸料及び信用取引貸株料の支払

売付け株券等に対する品貸料及び信用取引貸株料をお支払いいただきます

返済の方法

●買い返済

売付けした株券等を買戻すことにより貸付株券等を返済していただきます。

●現渡し

貸付株券等を直接当社に引き渡して頂きます。
（売却代金は、お客様にお渡しします。）

注１　信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。

注２　制度信用取引における金利、貸株料は、その時々の金利情勢や証券金融会社の貸借金利の動向等により当社が定める金利となりますので、当社にご確認ください。

注３　委託保証金率及び代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、証券取引所により変更されるまたは当社の判断により変更する事がありますので、ご注意ください。